

1 給付金のお知らせ(低所得者支援及び定額減税補足給付金)

● **新たな経済に向けた給付金窓口(役場1階 多目的室1-2)** ☎823-7433(開設時間は開庁日の9時～17時)
対象と思われる世帯には、海田町から案内が届きます。※
申請期限は10月31日(木)です。

なお、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(7万円追加給付・令和5年度住民税均等割非課税世帯)」または、「低所得者支援及び定額減税補足給付金(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)(10万円)」の支給対象となった世帯と同一の世帯及び当該給付金の支給対象者となった人を含む世帯は原則として今回の給付金の対象外です。

※転入した人など、令和6年度住民税情報が他市町にある人を含む世帯については、申請が必要になります。

①令和6年度新たに住民税非課税となる世帯

- **対象世帯** 令和6年6月3日(月)時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和6年度住民税が非課税である世帯
- **給付額** 1世帯につき10万円

②令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯

- **対象世帯** 令和6年6月3日(月)時点で海田町に住民票があり、世帯員全員の令和6年度住民税所得割(定額減税前の所得割をいいます)が非課税である世帯(①の対象世帯を除く)
- **給付額** 1世帯につき10万円

③低所得者の子育て世帯への加算(こども加算)

- **対象世帯** ①②のうち、18歳以下の対象児童がいる世帯
- **対象児童**
 - ・同一世帯に含まれる18歳以下の児童(平成18年4月2日から令和6年10月31日までに出生した者)
 - ・単身で寮に入っているなど、世帯は異なるが生計を同一にしている児童(平成18年4月2日から令和6年10月31日までに出生した者)
- **給付額** 対象児童1人につき5万円



くわしくは海田町ホームページを確認してください

2 カイタチャレンジカードが始まります

● **青少年育成海田町民会議(事務局:生涯学習課)** ☎823-9217 FAX.823-9256

カイタチャレンジカードを小中学校を通じて配布します。町外の小中学校に通学している人は、織田幹雄スクエア・海田東公民館・図書館・ふるさと館でカードをもらってください。

町内で行われるイベントなどに参加したり、図書館で本を借りるとシールがもらえます。そのシールをカードに貼って、いっぱいになると記念品がもらえます。くわしくは、カードに書かれている説明または海田町ホームページを確認してください。

- **実施期間** 7月1日(月)～令和7年2月28日(金)

対象事業にはこのマークが付いています。▶



海田町ホームページ



3 国民健康保険税の納税通知書を送付します

● **税務課(役場2階)** ☎823-9204 FAX.823-9627

令和6年度国民健康保険税の納税通知書・納付書(第1期～第8期分)を7月中旬に世帯主へ送付します。(口座振替の人には、納税通知書のみ送付します)

令和6年度の税率など

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割	7.63%	2.79%	2.16%
均等割	32,800円	11,700円	11,000円
平等割	20,900円	7,500円	5,300円
限度額(上限)	65万円	24万円	17万円

平成30年度から広島県と県内市町が共同で国民健康保険を運営しています。保険料完全統一に向け、税率は毎年改正されます。所得額が例年と同じでも、納める保険税額が変わる場合があります。

均等割・平等割の軽減判定所得算出方法

7割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)以下
5割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×29.5万円 以下
2割軽減	43万円+((給与所得者等の数-1)×10万円)+(国保加入者数+特定同一世帯所属者数)×54.5万円 以下

- ※特定同一世帯所属者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行後も、継続して同じ世帯にいる人。
- ※給与所得者等…納税義務者とその世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者のうち、給与等収入が55万円を超える人および公的年金等収入が65歳未満であれば60万円を、65歳以上であれば125万円を超える人。
- ※給与所得者等の数による軽減判定所得算出方法の加算部分は、給与所得者等の数が2以上の場合に限り適用します。

